訂正公告

株式会社ムスビトラベルに係る令和七年十月十四日（号外第二二八号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本社営業所」とあるは「⑤本店」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十八日

扱店

正	誤

ページ　段　行

令和八年一月二十日（号外第十二号）公布厚生労働省令第三号（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

二ページ第二条表中改正後欄九行目は次のとおりの誤り。

第二編・第三編	（略）	
第四編　特別規制		
第一章・第二章	（略）	
第三章　建築物貸与者に関する特別規制（第六百七十条―第六百八十二条）		

同ページ第二条表中改正前欄九行目は次のとおりの誤り。

第二編・第三編	（略）	
第四編　特別規制		
第一章・第二章	（略）	
第三章　建築物貸与者に関する特別規制（第六百七十条―第六百七十八条）		

三ページ終りから三行目から一行目までを削除する。

五	七	〃	改正後欄　一
		〃	〃　二
		終りから七	第十条第六号
			事業者は、労働者が作業を行う作業場において

第十条第七号
事業者は、労働者が作業を行う作業場において

九ページ改正後欄終りから九行目の前に次を加える。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百六　事業者は、車両系木材伐出機械を用いる作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

同ページ改正前欄終りから九行目の前に次を加える。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百六　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

一三ページ改正後欄終りから一五行目は次のとおりの誤り。

九	改正後欄	第二百九十一条　事業者は、事業場において、喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。
	改正前欄	第二百九十一条　事業者は、喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

同ページ改正前欄終りから一五行目は次のとおりの誤り。

第二百九十一条　事業者は、喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

二九ページ一〇行目から一九行目までを削除する。

一五一ページ様式第三号中

「変更事項（メイ）」は「変更事項」の誤り。

令和八年一月三十日（号外第二十号）公布農林水産省令第五号（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三六	改正後欄終りから一八	法第第二十九条	法第二十九条
	改正前欄	残留塩素0.1	残留塩素1.0
〃	改正後欄一二		
〃	改正前欄		

令和八年一月二十八日（号外第十八号）国土交通省・環境省告示第一号（資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二	改正後欄一二	〃	〃
〃	改正前欄	〃	〃

令和八年一月二十八日（号外第十八号）環境省告示第五号（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七	改正後欄一	〃	〃
〃	改正前欄	〃	〃
〃	改正後欄二	または	又は
〃	改正前欄		
〃	改正後欄九	〃	〃
〃	改正前欄	〃	〃
〃	改正後欄一一	〃	〃
〃	改正前欄一四	〃	別表第八、又は
〃	改正後欄一三	〃	別表第八又は
〃	改正前欄一七	六価クロム及びその化合物	六価クロム化合物
〃	改正後欄終りから一一	二十二～三十三	二十二～二十八
〃	改正前欄	（略）	（略）
〃	改正前欄七	二十一～三十二	二十一～二十七
〃	改正後欄	（略）	（略）

七ページ改正後欄終りから一〇行目の前に次を加える。

二十九　総トリハロメタン　クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法

三十～三十三　（略）

同ページ改正前欄終りから六行目の前に次を加える。

二十八　総トリハロメタン　クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法

二十九～三十二　（略）

八	改正後欄終りから九	表1　金属類標準原液（1mg／ml）	表1　金属類標準原液（1mg／ml）の調製方法
〃	改正前欄八		

令和八年三月十二日掲載の大津家庭裁判所に係る令和七年（家）第六四号失踪宣告中

（印刷誤り）

一一四	終りから一五	一条寺門口町	一乗寺門口町

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億六千七百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0123/index.html

令和八年三月十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ハチホールディング特定目的会社

取締役　髙橋　法彦